

平成22年度 第4回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成23年3月3日(木)
13:30~15:00

2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 10名

漁業者代表: 太田嘉俊、奥村義雄、田口鯉次、西脇庄市

遊漁者代表: 町野親生、渡辺澄子

学識経験者代表: 川合千代子、駒田格知、寺嶋昌代、吉村朝之

4. 審議事項

・議第7号 揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について

・協議事項第2号 平成23年度滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○太田会長

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今から平成22年度第4回の内水面漁場管理委員会を開催します。

本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

○事務局

本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

また、本日の議題は、「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について」、協議事項として「平成23年度滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議について」、その他に河川環境研究所から「天然アユの遡上量予測に応じた放流技術の開発について」がございますので、よろしくお願いします。

○太田会長

本日の議事録署名者には西脇委員さんと渡辺委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【議第5号】

○太田会長

それでは、議第7号「揖斐川上流域に適用された委員会指示事項の適用除外について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第7号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外について」を説明させていただきます。

本議題は、揖斐川上流部における水産動物の採捕の禁止に係る委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のための適用除外申請があったため、その是非について審議するものでございます。2頁をご覧ください。それではまず、委員会指示の内容ですが、これは、平成21年12月の内水面漁場管理委員会で決定し、平成22年1月8日付けで、岐阜県内水面漁場管理委員会告示第2号で告示いたしました、徳山ダム湖上流域の揖斐川と、その支派川の一部における全魚種の採捕を禁止するものでございます。

この様な指示を出すに至った経緯につきましては、これまでも繰り返しご説明させていただいておりますが、徳山ダム建設に伴い、昭和62年に漁業権が消滅するということで、漁場を管理する者がいなくなるということで、同年、委員会指示により漁業権が消滅する漁場全域の水産動物の採捕を禁止しております。しかし、その後、ダム工事が開始されるまでの間は「河川を漁場として活用したい」という地元からの要望がありまして、平成2年から平成7年までは、暫定的な漁業権を設定いたしまして、漁場を管理しておりました。しかし、その後、ダム工事が開始されてからは、自由漁場となったわけですが、この間に水産資源が著しく減少するといった事態が生じたので、平成15年からは、保護すべきエリアを絞り込んだ上で、委員会指示により水産動物の採捕禁止区域を設定し現在に至っているわけでございます。

それでは、「2. 申請業務の概要」ですが、定点調査による生物相の把握と、湛水化が魚類に及ぼす影響に関する分析で、これらは平成15年から継続実施されているものです。

平成22年度の結果につきましては、5頁以降の別添資料2にお示ししております。調査は春季、夏季、秋季の3回、調査地点は、赤谷最上流部、道谷最上流部、ソバク又等の上流地点、赤谷の上・中・下流、入谷、黒谷、門入の堰堤部分です。

調査方法は、投網、タモ網による採捕と、潜水調査による目視になります。

6頁をご覧ください。同調査による採捕魚の一例です。また、このうち1枚は、委員会指示による禁漁区域の設定が行われていながらも、違法である毒流しが行われていた可能性を示すものでございます。

7頁をご覧ください。アジメドジョウの調査結果を取りまとめたものでございますが、ソバク又や赤谷、西谷の門入等では近年、幼魚が確認されており、再生産が行われるようになった可能性が高いものと思われまます。

8頁はカジカの調査結果を取りまとめたものでございます。カジカについては、西谷では確認されておりますませんが、本流側では道谷最上流部やソバク又、赤谷で幼魚が確認されており、再生産が行われるようになった可能性があります。

9頁はアマゴの調査結果について取りまとめられたものです。アマゴについては、近年、本流・西谷ともに再生産が確認されるようになり、生息の場として適応が見られるようになったものと考えられます。

続きまして、適用除外申請の内容ですが、11頁をご覧ください。「1. 適用除外する委員会指示事項」は、揖斐川上流部における魚類の採捕禁止。「2. 採捕する水産動物の種類及び量」については、採捕禁止区域内に生息する魚類、10,000尾以内。「3. 採捕する区域」につきましては、14頁に図面を添付しておりますが、揖斐川町塚奥山地内の才谷合流点か

ら上流の揖斐川及びその支派川、それと揖斐川町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川。「4. 採捕の期間」は平成23年4月1日から平成24年3月31日まで。「5. 漁具及び漁法」は投網及びタモ網。「6. 採捕に従事する者の住所及び氏名」は、12頁の一覧のとおりです。なお「7. 委員会指示適用除外期間」につきましては、「4. 採捕の期間」と同じく、平成23年4月1日から平成24年3月31日までです。

徳山ダム湖上流域における委員会指示の適用除外につきましては、15頁にお示ししたとおり、事務局の案としましては、水産資源の繁殖保護に資するための調査研究と認められるものであり、当該漁場に漁業権を設定することになった場合の漁場計画策定に係る科学的根拠になるうるものであること。さらに、採捕魚等については、全て放流しており、水産資源に対するダメージを与えるものではないこと等から、当該調査を指示事項の適用から除外し、申請のとおり認めることとしたいと思います。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○奥村委員

毒流しの写真がありますが、これは何年の写真なんでしょうか。

○事務局

これは、今年度、水資源機構より入手した写真ですので、今年度の写真であると思われます。

○太田会長

その他、ご意見などございませんか。

○太田会長

ご意見もないようですので、ただ今から採決を行います。

議第7号「揖斐川上流部に設定された委員会指示事項の適用除外について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○太田会長

どうもありがとうございました。

それでは、ご異議がないようですので、議第7号は原案のとおり決定いたします。

【議第6号】

○太田会長

それでは続きまして、協議事項第2号「平成23年度滞留する天然遡上アユの再放流に係る事前協議について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、協議事項第2号「平成23年度滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議について」を説明させていただきます。本協議事項は「滞留天然遡上アユの再放流取扱要領」に基づき、恵那漁業協同組合及び牧田川漁業協同組合から増殖事業として認定を受けるための事前協議があったものでございます。

まず、18頁をご覧ください。本協議事項と委員会との係わりですが、これは、堰堤等により遡上を妨げられ滞留する天然遡上アユを汲み上げ、良好な漁場に再放流するものであって、要領の条件を満たすものについては増殖行為と認め、その再放流実績を毎年度委員会が指示する放流指示数量の一部として算入していこうというもので、以下にフロー図としてまとめてございます。今回、審議いただきますのは、この流れの二重線で囲ってある「事前協議審査」でございます。今回の申請の妥当性を19頁に添付しております要領と照らし合わせ、承認するかどうか決定するものでございます。

実施漁協は恵那漁業協同組合及び牧田川漁業協同組合の2漁協ですが、恵那漁協につきましては、20頁に申請書を添付しております。恵那漁協につきましては阿木川にある阿木川貯留堰堤及び岩村貯留堰堤において、計4,000kgを汲み上げ放流する計画ですが、阿木川貯留堰堤につきましては、魚道が老朽化のため機能不全を起こしており、アユの遡上が困難なため、岩村貯留堰堤につきましては、魚道の設置が無いために、堰堤下に滞留したアユが遡上できないことから、事業を実施するものでございます。期間は、平成23年4月1日から平成23年9月30日までとなっております。

一方、牧田川漁業協同組合につきましては、24頁に協議書の写しを添付しておりますが、牧田川の第11号堰堤について、魚道設置がなされていないことから、天然遡上アユが滞留してしまうため、貯留するアユ500kgを汲み上げ放流するものです。なお、実施期間につきましては、平成23年4月1日から6月30日までの間となっております。

両漁協から提出された協議書の内容は、いずれも「滞留天然アユの再放流取扱要領」の条件を満たすものと認められることから、事業の実施を認めることとしたいと思います。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○吉村委員

汲み上げ放流とはいつ頃から始まったものなのでしょうか。

○事務局

19頁の取扱要領において、最後のところで「この要領は平成16年6月25日から施行する」とありますので、その当時から始まった事業であると思われます。

○太田会長

その他、ご意見などございませんか。

○太田会長

それでは、ご質問も尽きたようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。協議事項第2号「平成23年度滞留する天然遡上アユの再放流事業に係る事前協議について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「意義なし」の発言)

○太田会長

ご異議がないようですので、協議事項第2号については原案のとおり決定いたします。

以上で議案の審議は終了しました。

平成23年3月3日

会長

議事録署名者

委員

委員



